

## 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

概要：

- 都道府県は、実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」（都道府県計画）を策定する。
- 都道府県計画には、幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における需給計画を記載する。
- 都道府県は、市町村計画（「量の見込み」、「確保策」）の積み上げを基本に、広域調整を勘案して都道府県計画を策定する。

根拠：子ども・子育て支援法第62条第2項、第3項

記載内容：

- 幼児期の学校教育・保育の需給計画
  - 「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）
  - 「確保策」（確保の内容＋実施時期）
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供（認定こども園の推進）
- 保育士等の確保、資質の向上
- 専門的な知識等を要する支援の実施（児童虐待防止、社会的養護体制の充実等）
- ワークライフバランス施策との連携 等

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

子ども・子育て家庭の状況

ニーズの調査・把握

### 市町村子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）  
「確保策」、「実施時期」 を記載。

計画的な整備

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所

小規模保育事業  
家庭的保育事業  
居宅訪問型保育事業  
事業所内保育事業

### 地域子ども・子育て支援事業

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児  
保育事業

・放課後  
児童クラブ